

令和元年度「境界問題解決センターふくおか」事業計画

センター改革から4年を経過し、ADR委員が無料相談会の相談委員として参加するなど、活躍の場を増やしてきました。令和元年度も委員の資質の向上を図るため、研修会を開催し、相談会・調停等への対応できるようにセンター運営体制を整えていきたいと考えております。

ADR法の認証取得も視野に入れて今後も広く国民の皆様にご利用しやすいセンターを目指して、会員の皆様にご理解していただくセンター運営を行ってまいります。

今後とも会員皆様のより一層のご理解とご協力をお願い致します。

1 基本業務

弁護士との協働による相談業務及び調停業務

2 研修の充実

(1) ADR委員による協議会の運営

(2) ADR委員の資質の向上を図るための研修会の開催

(3) 各種研修会及び協議会への参加

3 広報活動の充実

(1) 広報部との連携による広報活動

(2) 県会ニュースや研修会等を利用した活動状況の報告

(3) 官公署へパンフレット・リーフレットの配布

4 関連機関との連携・情報交換等

(1) 法務局との連携及び情報交換

(2) 他会のADRセンターとの連携及び情報交換

(3) 法テラスとの連携及び情報交換

5 その他

ADR法の認証取得に係る方向性とセンター運営体制の見直しを検討